

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
翌日がとる場合に當日)
用する同条第十三項の規定により公表する。

鳥取県告示第四百二十五号

鳥取県土地利用基本計画を昭和五十八年三月三十一日変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により公表する。

昭和五十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

◇告示 鳥取県土地利用基本計画の変更

保険医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるも

救急病院の認定

開発行為に関する工事の完了（二件）

◇選管告示
選舉管理委員会の招集
参議院、鳥取県下選舉委員会選出議員選挙の開催
ありの立候補者の開票計画の意見の聽取

鳥取県告示第四百二十六号

土地利用基本計画図中都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域に係る部分を次のとおり変更する。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部土地対策課及び関係市町国土利用計画担当課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
大谷整形外科医 院	鳥取市正蓮寺四二一	昭和五十八年四月十五日
渡 部 医 院	米子市大篠津町四六九四	昭和五十八年四月十六日
木村歯科医院	境港市小篠津町八九三	昭和五十八年四月十五日
長谷歯科医院	○八頭郡智頭町大字智頭一八六	"
福 羅 医 院	倉吉市山根五三三	"

鳥取県告示第四百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月六日

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日	療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
あおば歯科医院	米子市福市一一七〇一三	昭和五十八年三月十六日	桑名歯科医院	米子市中町三五住田ビル内	昭和五十八年四月四日
福 羽 医 院	倉吉市山根五三三	昭和五十八年四月十五日	鈴木歯科医院	西伯郡会見町天万六三八	昭和五十八年四月一日
井上皮膚科クリニック	米子市宮川町一七七	"	桑名歯科医院	米子市中町三五住田ビル内	昭和五十八年四月四日

鳥取県告示第四百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

あおば歯科医院

所 在 地

申出の受理の年月日

あおば歯科医院

所 在 地

申出の受理の年月日

全国

申出の受理の年月日

昭和五十八年三月十六日

もり歯科医院	鳥取市南吉方町三丁目四八六	昭和五十八年三月二十四日
潮 医 院	西伯郡会見町天万六三八	昭和五十八年四月一日
鈴木歯科医院	米子市中町三五住田ビル内	昭和五十八年四月四日
桑名歯科医院	倉吉市宮川町一七七	"
井上皮膚科クリニック	米子市茶町二七	昭和五十八年四月十一日
福羅 医 院	倉吉市山根五三二	昭和五十八年四月十五日
	"	昭和五十八年四月十八日
	"	昭和五十八年四月二十二日

鳥取県告示第四百二十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号
八田晴男	鳥国医第二、八七五号
佐藤保之	鳥国医第二、八七七号

登録の年月日

昭和五十八年三月十六日

鳥取県告示第四百三十号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急病院であると認めたので、同省令第二条の規定により告示する。

昭和五十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

西伯町国民健康保険西伯病院 西伯郡西伯町大字倭三九七

西伯町国民健康保険西伯病院

所在 地

西伯町国民健康保険西伯病院

次

鳥取県告示第四百三十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年三月七日 鳥取県指令受都計第二百七十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉方町一丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目二〇一

鳥取市土地開発公社

理事長 西尾 優

選挙管理委員会告示

鳥取県告示第四百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年五月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

開発許可の年月日及び番号

昭和五十七年十二月十一日 鳥取県指令受都計第二百七十一号

開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字浦富字横丁沖

開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市西町一丁目四五二

有限会社若松不動産

代表取締役 若松健太郎

鳥取県選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百五十五条第三項の規定に基づき、近く執行される予定の参議院鳥取県選舉区選出議員選挙における立会演説会の開催計画に關して意見を聽くので、次とおり鳥取県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の參集を求める。

昭和五十八年五月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 海 藏

一 日時 昭和五十八年五月十四日（土）午前十時三十分
 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地

鳥取県庁第二庁舎第二七会議室